

薬第 2040 号
令和 6 年 6 月 11 日

神奈川県精神科病院協会長 様

神奈川県薬物乱用対策推進本部長
(神 奈 川 県 知 事)

令和 6 年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱等について (通知)

薬物乱用防止対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和 6 年 5 月 23 日に開催した令和 6 年度神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会において、別紙のとおり策定しましたので通知します。

また、啓発・青少年対策部会で決定され、同本部会に提出された令和 6 年度薬物乱用防止教育・啓発プログラムを併せて送付します。

貴職におかれましては、同要綱等に記載された各対策の実施について御配慮いただきますようお願いいたします。

問合せ先 (事務局)

健康医療局生活衛生部薬務課

献血・薬物対策グループ かぼしま 梶島

電話 045-210-4964 (直通)

令和6年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱

神奈川県薬物乱用対策推進本部

1 趣 旨

薬物乱用問題は、世界の国々で深刻な政治・社会問題となっている。わが国においても、第三次覚醒剤乱用期のピークと言われた平成9年当時に比べ、令和4年には、覚醒剤事犯の検挙人員は約3分の1となっているものの、近年は青少年の間で大麻乱用が広がりを見せるなど、明日の社会を担うべき青少年等の乱用問題は深刻な状況にある。

このような状況を踏まえ、国は、「大麻乱用期への総合的な対策の強化」「再乱用防止対策における関係機関と連携した“息の長い支援”強化」「サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化」「国際的な人の往来増加への対応強化」「薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信」という5つの重要項目を強化・新設した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を、令和5年8月に策定し、総合的な薬物乱用防止対策の更なる強化と推進を図ることとした。

しかしながら、県下における覚醒剤・大麻等薬物の乱用は依然として高水準にあり、特に大麻については検挙人員の増加傾向が顕著で、近年の県内における未成年者検挙人員の大多数を占めるなど、まことに憂慮すべき事態である。

また、社会問題化した危険ドラッグに対し、神奈川県薬物濫用防止条例を制定するとともに、薬物乱用対策推進本部を中心に、関係機関及び関係団体が連携協力して積極的な対策を実施してきたが、県内に大麻由来成分等を変化させた危険ドラッグを扱う新たな販売店舗が見られるようになったことに加え、インターネットを通じた密売・購入方法の潜在化・巧妙化や、大麻に関する誤った情報の増加など、変化する薬物乱用情勢に対し、引き続き十分な警戒と対策が必要である。

さらに、市販薬の過量摂取（オーバードーズ）が若年層の間で増加しており、重大な健康被害につながる恐れがあることから、その防止を図ることは大変重要であり、喫緊の課題となっている。

かかる事態に対処するため、当本部は、啓発・青少年対策部会及び取締対策部会の協議結果報告を踏まえ、令和6年度に実施すべき対策を次のとおり策定し、関係機関・団体が連携し、県民総ぐるみで取り組むことにより、「薬物クリーンかながわ」の実現を図る。

2 実施機関

この要綱に基づく対策は、関係機関及び関係団体が、緊密な連携を図りつつ推進する。

関係機関：国、県、市町村

関係団体：薬物クリーンかながわ推進会議

3 実施対策

(1) 啓発活動の推進

ア 学校における啓発・指導

(ア) 児童・生徒に対する啓発・指導

関係機関・団体は、児童・生徒に対し、覚醒剂等薬物乱用の恐ろしさと弊害について徹底した指導を行う。特に、近年インターネットにおいて大麻に関する誤った情報が急増していることを踏まえ、県市町村担当課、県市町村教育委員会等との連携を密にして、覚醒剤・大麻・危険ドラッグの乱用の危険性及び有害性に関する正しい情報を提供するとともに、医薬品の適正使用についての広報啓発活動を積極的に推進し、乱用防止気運の醸成を図る。

関係機関は、児童・生徒の発達段階に応じた薬物乱用防止教育指導資料や啓発資材を活用し、小学校段階での薬物乱用防止教育の充実を図り、全中学校・高等学校・中等教育学校における薬物乱用防止教室の毎年開催の実現に向けて努力するとともに、薬物乱用防止教室の質の向上を図る。

関係機関は、各学校の学校保健委員会、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携を図り相談機能を充実させるとともに、外部の薬物相談窓口とも連携し、各学校で適切かつ迅速な対応を行えるよう指導体制を充実させる。

関係機関は少年の薬物乱用実態等について広く情報提供を行い、提供を受けた各学校は児童・生徒の実態や状況に応じた対応に努める。

(イ) 教育関係者に対する研修

関係機関は、各学校の教員等を対象に、児童・生徒が意志決定や行動選択を適切に行えるようにするための指導方法等について研修会を開催し、その指導技術の向上を図るとともに、最新の薬物事情について見識を深めるための研修講座を開催する。

(ウ) 薬物乱用防止教室における外部講師養成のための研修

関係機関は、学校における薬物乱用防止教室の外部講師養成のため、研修を実施する。

イ 地域における啓発

関係機関・団体は、PTA、青少年指導者団体等の地域における指導者層に対し、新たな形態の危険ドラッグなど最新の薬物事情を含む薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図るとともに、これら指導者を通じて地域住民に啓発を行う。

関係機関・団体は、各種キャンペーンや地域の活動等を通じ、薬物乱用防止指導員協議会等と連携のうえ、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等薬物乱用による弊害を、積極的に啓発する。

関係機関は、薬物乱用防止推進地域連絡会等を中核とし、地域の関係機関・団体と連携のうえ、地域における薬物乱用防止対策の企画及び啓発等を行う。

関係機関・団体は、有職・無職少年や大学生・専門学校生等に対し、薬物乱

用防止に関する啓発に触れる機会を提供する。

ウ 家庭への啓発

関係機関・団体は、薬物乱用防止啓発資料の配布等により、乳幼児、小・中学生、高校生の保護者に対して、医薬品の適正使用や薬物乱用防止に関する啓発等を行う。

また、各学校のPTAが主体となって、各学校で行われる薬物乱用防止教室への保護者の参加や、地域で行われるキャンペーンへの協力を呼びかける。

エ 関係団体・業界等に対する啓発

関係機関は、医療関係団体、麻薬・向精神薬等の流通に関する業界に対し、盗難及び乱用防止等の自主的な対策の確立を指導するとともに、偽造処方せん の行使等薬物乱用の疑いのある事例を発見した場合、速やかに関係機関へ通報するよう指導する。

関係機関は、それぞれ所管する業界等（労働関係団体、自動車運送業等旅客業、通関業者、建設業界、風俗営業団体、防犯団体等）に対し、覚醒剤等薬物乱用問題について認識を深めるように指導・協力要請を行う。

関係機関は、金融機関等に対しては、薬物対策の重要性を啓発し、薬物不正取引に係る不正資金の流通等の防止について、協力を求める。

オ 広報媒体・運動による啓発

(ア) 多様な啓発媒体の活用

関係機関・団体は、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、シンナー等薬物の恐ろしさと市販薬を含む薬物の乱用による弊害について、多様な啓発媒体を活用し、広く県民に周知徹底を図る。

薬物乱用防止ポスター、リーフレット、動画や啓発用DVD等の広報資料を児童・生徒にもわかりやすい形で作成するとともに、新聞、雑誌、ホームページ、ソーシャルメディアへの掲載、コンビニエンスストア等での掲示や配布など、各機関の協力を得て積極的に啓発を行う。

(イ) 各種運動の活用

関係機関・団体は、不正大麻・けし撲滅運動、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動、社会を明るくする運動、防犯運動、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間等の各種運動を通じて、薬物乱用の恐ろしさを広く啓発等を行う。

また、県が主催又は共催し、若しくは企画に参画しているイベントにおいて連携を図り、啓発機会を広く確保する。

(2) 取締りの強化及び厳正な処分

ア 密売組織等に対する取締り

(ア) 密輸、密売に対する取締り

関係機関は、覚醒剤等の密輸に対しては、国際情報の収集及び水際検挙を徹底させ、密売に対しては、暴力団等密売組織への集中かつ徹底した取締りを行う。

(イ) 貨物及び国際郵便等による密輸入の摘発

関係機関は、一般商業貨物及び国際郵便利用による覚醒剤・麻薬等の密輸入を摘発するため、現品検査の一層の強化を図る。

(ウ) 薬物犯罪組織の壊滅

関係機関は、組織的に行われる薬物の密輸入実態を解明し、組織の壊滅を図るため、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の積極的な活用に努める。

(エ) インターネット等の通信手段を用いた不正取引の摘発

関係機関は、インターネット等の通信手段を用いた薬物取引に対しては、広告規制等の条項を適用するなどの捜査手法を活用し摘発に努める。

(オ) 来日外国人犯罪者の摘発

関係機関は、不法滞在等の一部来日外国人による覚醒剤等薬物の密売行為を摘発するため、繁華街並びに深夜における不審者調査を実施する。

(カ) 不正大麻・けしの発見・摘発及び除去

関係機関は、不正に栽培している大麻及びけしの発見、摘発を図るとともに、自生している大麻及びけしの発見・除去に努める。

イ 薬物乱用者に対する取締り

(ア) 薬物乱用者の早期発見、検挙等

関係機関は、薬物乱用に係る通報・相談に対する迅速・的確な対応を図るなど様々な活動を通じて覚醒剤等薬物乱用者の早期発見及び実態把握に努め、薬物乱用の傾向等を分析し、検挙・鑑定体制の充実強化を図る。

(イ) 薬物乱用少年の早期発見及び検挙等

関係機関は、街頭補導活動の強化等を通じ、青少年における大麻・覚醒剤・危険ドラッグ等乱用の実態把握に努め、薬物乱用少年の早期発見及び補導・検挙の徹底を図る。

関係機関は、シンナー等の有機溶剤を販売、使用する関係業界に対して、適正な販売及び取扱い指導を行うとともに、悪質業者等の取締りを行う。

(ウ) 薬物乱用を助長する恐れのあるマニュアル本等への対応

関係機関は、薬物乱用を助長する恐れのある出版物(薬物マニュアル本)を青少年保護育成条例上の有害図書類として個別指定の対象としており、対象出版物があれば、児童福祉審議会社会環境部会に諮る。

ウ 麻薬取扱者等に対する指導監督

(ア) 麻薬、覚醒剤原料等取扱者に対する指導監督

関係機関は、麻薬、向精神薬、覚醒剤等取扱者及び麻薬等原料営業者に対し、薬物の不正流通及び盗難を防止するため、立入検査等による指導監督の徹底を図る。

(イ) 向精神薬等の取扱指導及び取締り

関係機関は、向精神薬等の適正管理及び適正使用のため、医療機関、薬局、取扱業者への立入検査、監視を徹底し、不正流通等を確認した際に、関係機関と連携の上、厳重な取締りを行う。

エ 危険ドラッグ対策

(ア) 危険ドラッグの実態把握

関係機関は、麻薬、覚醒剤等の乱用の契機になることが懸念されている危険ドラッグについて、インターネット等の通信手段を用いた販売状況等の情報収集と情報共有を図る。

関係機関は、危険ドラッグの販売実態の把握に努め、法令等の改正の動向を踏まえながら、試買検査等を実施し、新たな指定薬物及び麻薬等に対しても速やかに対応する。

(イ) 販売業者等に対する監視指導及び取締り

関係機関は、連携を強化し、販売業者等への合同立入調査・指導等を行うとともに、不正な販売等に対し合同捜査等を実施し、厳重な取締りを行う。

オ 取締体制等の充実・強化

(ア) 情報収集の推進

関係機関は、関係者及び県民等に対して、種々の機会を捉え、情報提供等の協力依頼を行い、密輸・密売等に関する情報の通報を促進する。

(イ) 関係機関相互の連携強化

関係機関による合同捜査・共同摘発を推進する。

(ウ) 厳正な処分

関係機関は、覚醒剤・大麻等薬物乱用事犯の危険性・重大性等社会に及ぼす影響を重視し、事犯者に対し厳正な処分を行う。

(3) 薬物乱用者等に対する適切な対応

ア 相談・支援体制の充実

関係機関は、民間窓口との連携等や、精神保健福祉センター等に薬物に関する一般相談窓口を設けるとともに、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施し、薬物に関する相談体制の充実に努める。

加えて、地域の青少年指導者、相談窓口間で連携を図り、相談体制を整備する。このほか、依存症に対応する相談窓口や回復施設等を一元的に知ることができるよう情報発信を進める。

また、精神保健福祉センターを中核として、薬物乱用に関する相談・指導を行う関係機関の連携を図る。

関係機関は、薬物依存症者の家族等を対象に、薬物依存症の知識や回復に向けた支援について理解するための講座を実施し、悩みを抱えた家族同士のつながりを支援する。

イ 医療体制の充実

関係機関は、認知行動療法に基づく治療回復プログラムの実施を中心とした医療提供体制の充実強化のため、薬物等の依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図る。

ウ 再乱用の防止

(ア) 矯正施設での指導・支援

関係機関は、矯正施設収容中の薬物依存症者に対し、適切な治療・支援により回復できる病気である認識を持たせる指導を実施する。

(イ) 保護観察の充実

関係機関は、薬物依存のある保護観察対象者に対し、医療機関、民間支援団体等と連携した薬物再乱用防止プログラムを実施する等、保護観察の一層の充実強化を図る。

(ウ) 支援体制の推進

関係機関は、薬物依存症者の治療・社会復帰支援等の諸課題について、横断的に検討する場を設定し支援体制の推進に努める。

(4) 薬物乱用防止強化月間の実施

令和6年度は、次のとおり薬物乱用防止強化のための月間を定め、薬物乱用防止対策を推進する。

ア 啓発関係

(ア) 名称

薬物乱用防止広報強化月間

(第1回) 6月1日から7月31日まで…「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
に対応

(第2回) 10月1日から11月30日まで…麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運
動に対応

(イ) 実施内容

覚醒剤等薬物乱用の弊害と恐ろしさを、広く県民に周知するため、あらゆる広報資料・広報媒体を用い、啓発活動を積極的かつ効果的に行う。

イ 取締り関係

(ア) 名称

薬物乱用事犯取締強化月間

(期間については、別途定め実施する。)

(イ) 実施内容

a 覚醒剤等薬物事犯に対し、取締りを強化する。

b 覚醒剤等薬物乱用を拒絶する社会環境作りの促進を図る。

令和6年度薬物乱用防止教育・啓発プログラム

令和6年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、青少年等に対して効果的な啓発を行うため、実施すべき具体的な行動計画を次のとおり策定する。

1 学校における薬物乱用防止教育

(1) 薬物乱用防止教育の計画的実施

ア 学校における薬物乱用防止教育の計画的推進と重点化

- 県教育局は、学校喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進協議会を中心に、国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を推進するための具体的な取り組みについて重点化を図り、令和6年度の重点を定め、事業の効率的実施・評価に努める。

イ 指導用資料の活用促進

- 県教育局は、全ての公立学校（小・中・高等学校、中等教育学校等）において「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料（改訂版）」及び、「危険ドラッグ」に関する指導資料、教員用指導補助資料の積極的な活用を図る。

ウ 薬物乱用防止教育児童・生徒用教材の作成・配付

- 県教育局、県福祉子どもみらい局は、小学校6年生の保護者向け、高等学校3年生向けの教材を全ての小学校6年生の保護者、高等学校3年生にそれぞれ配付する（義務教育学校・中等教育学校を含む）。
- 県教育局、県福祉子どもみらい局及び市町村等は、国や県、市の各機関が作成したポスター等の啓発教材を各学校に配付する。
- 県健康医療局、県教育局及び県福祉子どもみらい局は、全ての学校の生徒が危険ドラッグ等の危険性、医薬品の適正使用及び市販薬の過量摂取（オーバードーズ）について理解と知識を深められるように、啓発DVDや、ホームページに掲載している啓発資材等の学校での活用を推進する。

エ 薬物乱用防止教育を実施するための指導者の資質向上

- 県教育局等は、教職員、保護者、学校関係者が一堂に会し、喫煙、飲酒、薬物乱用に関する専門的な知識の習得を目的とした喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座を開催し、最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深める。

(2) 薬物乱用防止教室の充実

ア 内容充実に向けた外部講師の養成及び学校と外部講師との連携の強化

- 県健康医療局、県教育局は、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の外部指導者が薬物乱用防止教室講師となる際の指導の課題等を共有する薬物乱用防止教室指導者講習会を開催し、効果的な講演の在り方や科学的知見、新たな形態の危険ドラッグなど最新の薬物事情や適切な行動選択ができるような情報等について研修し、指導力の向上を図る。

- 各公立学校は、県教育委員会作成「薬物乱用防止教室開催マニュアル」（「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料（改訂版）」に収載）を活用し、学校と外部講師の協力関係を確立する。
- 各学校は、薬物乱用防止教室開催マニュアル（「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料（改訂版）」に収載）に準じた児童・生徒への事前・事後指導の実施及び講演の評価を実施する。
- 各学校は、「薬物乱用防止教室申込・報告システム」を利用して薬物乱用防止教室実施率を高め、薬物乱用防止教育の質的向上を図る。

イ 教員による薬物乱用防止教室のための講師の養成

- 県教育局等は、教員による薬物乱用防止教室実施のため、技術向上に向けて研修を実施する。
- 各学校は、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料（改訂版）」及び、「危険ドラッグ」に関する指導資料、教員用指導補助資料等を活用し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。

ウ 薬物乱用防止教室の学校保健計画への位置づけ

- 中・高等学校、中等教育学校等は、100%実施を目指し、学校保健計画へ位置づける。
- 県福祉子どもみらい局、県教育局、市町村教育委員会事務局は、薬物乱用防止教室実施結果集計報告等で、実態を把握することにより必要に応じ学校に助言又は指導する。

(3) 状況に応じた児童・生徒への対応

ア 学校における相談体制の充実と適切な緊急対応

- 各学校は、学校において薬物乱用防止に係る指導が困難な児童・生徒に対しては、家庭訪問や関係施設等との連携により児童・生徒の実態や状況に応じた指導を実施する。
- 各学校は、学校保健委員会、養護教諭、スクールカウンセラー等の連携を図り、相談体制を充実させる。
- 各公立学校（小・中・高等学校、中等教育学校等）は、児童・生徒、保護者から薬物乱用の相談を受けたときは、県教育局作成「薬物乱用緊急対応マニュアル」（「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料（改訂版）」に収載）等に基づき、外部の薬物相談窓口との連携を図るなど、学校で適切な対応を取れるよう指導体制を充実させる。

イ 相談機関の生徒への周知

- 県健康医療局は、薬物乱用防止教室、街頭キャンペーン等の機会を利用して相談機関を掲載したリーフレット等を配布する。

ウ 学校と警察の連携と的確な指導

- 県警察は、神奈川県学校・警察連絡協議会等を通じ、少年の薬物乱用実態等について情報提供を行い、学校は、情報を基に必要に応じて指導を実施するとともに、薬物乱用を把握した場合には速やかに警察に連絡する。

2 地域における薬物乱用防止啓発

(1) 関係機関、団体の連携等による啓発

ア 薬物乱用防止地域連絡会の充実

- 保健福祉事務所等の地域連絡会実施主体において、青少年指導者団体等に参加を呼びかける。

イ 青少年指導者団体による薬物乱用防止支援

- 青少年指導者による薬物乱用防止啓発・相談支援を実現するため、青少年指導者団体に協力を呼び掛け、青少年指導者の薬物乱用防止研修等への参加を促進する。

ウ 住民に対する啓発

- 薬物クリーンかながわ推進会議や薬物乱用防止指導員協議会は、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の期間を中心に、危険ドラッグ等を含めた薬物乱用防止キャンペーン等を実施する。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 実施期間：6月から7月

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 実施期間：10月から11月

- 県機関は、危険ドラッグの危険性について、危険ドラッグ乱用防止啓発動画をインターネットで公開するなど周知し、薬物乱用防止指導員等が自治会や町内会などで行う啓発活動を推進・支援する。
- 関係機関は、地域の活動を活用して各種キャンペーン等を実施し、ポスターの掲示や啓発資材の配布等により、医薬品の適正使用及び市販薬を含む薬物乱用に関する基礎的知識や薬物相談窓口等を周知する。
- 関係機関は、多様な広報媒体にて情報を発信し、各種運動等と連携を図り、啓発機会を広く確保する。
- 市町村は、地区薬剤師会等と連携を図り、キャンペーン等を実施する。

エ 有職・無職少年に対する啓発機会の確保

- 県警察、青少年指導者団体等は、連携を図りながら、街頭指導・補導、その他の活動の機会を捉え、医薬品の適正使用及び市販薬を含む薬物乱用防止の啓発に努める。
- 県健康医療局は、有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発資材を作成し、労働団体やハローワーク等に対し啓発に努める。

オ 大学生・専修学校生等に対する啓発機会の確保

- 関係機関は、大麻、市販薬等の薬物乱用防止を図るため大学・専修学校等に対し、ポスター、リーフレットなどの啓発資材を送付する。
- 大学・専修学校等に対し、薬物乱用防止のため入学時のガイダンス等を活用した薬物乱用防止講演会の開催などを促し、協力する。

(2) 薬物乱用防止相談体制の充実

ア 保健福祉事務所（センターを含む。）、精神保健福祉センター等の相談窓口の充実

- 県健康医療局は、相談担当者研修を開催し、担当者の相談技術の向上を図る。

イ 青少年指導者等による相談窓口の紹介

- 薬物乱用防止地域連絡会を通じ、地域の青少年指導者と相談窓口で連携を図り、紹介体制を整える。

ウ 民間相談窓口との連携

- 県健康医療局は、「いのちの電話」等の民間相談窓口との連携を図る。

エ けしの相談対応の充実

- 県健康医療局は、「栽培してはいけないけし」に関し、関係機関と連携を図り、県民等からの相談に適切に対応する。

(3) 環境整備

ア 青少年指導者間の連携

- 少年補導員、青少年相談員等の青少年指導者は、互いに連携を図り、薬物事犯に巻き込まれる恐れのある少年の早期発見、街頭指導・補導に協力する。

イ 出版物の販売等の規制

- 県福祉子どもみらい局は、青少年保護の観点から、薬物乱用を助長する恐れのある出版物（薬物マニュアル等）があれば、青少年保護育成条例に基づき児童福祉審議会に意見を聴取したうえで、有害図書類として指定する。

3 家庭への啓発

(1) 保護者への情報提供

- 県教育局は、保護者やPTA団体に対し、医薬品の適正使用及び市販薬を含む薬物乱用防止に関する情報提供を行う。
- 県教育局は、薬物乱用問題への取組を促す内容を掲載した「PTA活動のためのハンドブック」等を改編し、県のホームページに掲載する。
- PTA団体に対し、保健福祉事務所が実施する薬物乱用防止講演会等に参加を呼びかける。

(2) 保護者の自主的で積極的な活動を促進

- 各学校のPTAは、学校保健委員会等を通じ、保護者に対して各学校で行われる薬物乱用防止教室等への参加を呼びかける。
- 各学校のPTAは、保護者に「薬物クリーンかながわ推進会議」により行われるキャンペーン等への協力を呼びかける。